

## 2 東京西法務少年支援センターについて

主に家庭裁判所で観護の措置という決定を受けた非行少年を、家庭裁判所の審判（刑事事件でいう裁判）を受けるまでのおおむね3～4週間収容し、鑑別や観護処遇をする施設です。成長発達期にある少年の健全な育成に資するように少年の特性に応じて、行っている様々な働き掛けを観護処遇といいます。鑑別とは、その少年について、なぜ非行をしたのかを分析し、どうすれば立ち直れるのかを考える作業のことで、面接や心理検査のほか、在所中を通して一日24時間の行動観察、健康診断や精神科診察等の方法を用いています。

なお、東京西法務少年支援センターでは、「もくせいの杜心理相談室」として心理相談等も積極的に受け付けております。問題行動（家からお金を持ち出す、万引きをする、ネットに依存していて注意すると暴力を振るうなど）や子育て、発達などについて相談に応じたり、非行少年に携わる心理・教育の専門機関として、講演・研修等を行ったりすることも可能です。相談や講演は全て無料で、成人されている方の御相談にも対応します。地域の皆様のお役に立てるよう、移転後は、これまで以上に力を入れていきたいと考えていますので、お悩みの場合には、どうぞお気軽に御相談ください。

### 非行少年の処遇の流れ

